

令和3年度 第1回伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会 議事録

- 開催日時：令和4年3月22日（火）午前10時～午前11時
- 開催場所：伊賀市役所本庁舎 会議室
- 出席委員：7名  
西口委員、吉川委員、上出委員、西口委員、内海委員、田中委員、月井委員
- 欠席委員：2名 木澤委員、宮本委員
- 市出席者：月井教育委員会事務局長、中岡教育委員会事務局社会教育推進監兼生涯学習課長、濱村健康福祉部子育て推進監兼こども未来課長、津田こども未来課こども家庭係長、林こども未来課こども家庭係
- 傍聴者：0人

（事務局）

それでは定刻となりましたので、少しご欠席を聞かせていただいている方もみえるのですけれども、ただ今から令和3年度第1回伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会を開催させていただきます。

改めまして、皆様ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。初めに伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員として本日2021年（令和3年）8月1日から2023年（令和5年）の7月31日までを任期として委嘱させていただく委員の皆様を順にご紹介させていただきます。

資料のところに名簿をつけさせていただいておりますので、その順にお名前を読ませていただいて、ご紹介をさせていただきます。

<出席者紹介>

ありがとうございます。2年間の任期になりますので、少し委嘱状につきましては大変遅くなったのですけれども、本日机の上に置かせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、放課後児童クラブ担当課職員及び当審議会の事務局を担当しております教育委員会事務局を紹介させていただきます。

こども未来課こども家庭係長 津田でございます。

同じくこども未来課 林でございます。

申し遅れましたが、私、教育委員会事務局生涯学習課の中岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、委員長、副委員長の選出を行います。

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例第 5 条によりますと、委員長及び副委員長はそれぞれの委員の互選により定めるとありますが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

事務局一任のお声をいただきましたので、事務局の方からは委員長に上出委員、副委員長には西口修身委員にお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(結構です、異議なしの声あり)

異議なしのお声をいただきましたので、上出委員、西口修身委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

お席の札をお持ちいただきまして、前の方にご移動をお願いします。

それでは、上出委員長のほうからひと言ご挨拶をいただけたらと思いますが。

(委員長)

失礼いたします。こうして委員長を拝命いたしましたけれども、はなはだ不慣れでございますので、皆様のご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。協議を始めていただくにあたりまして、伊賀市審議会等会議の公開に関する要綱第 3 条に基づく公開を行いますことと、第 8 条に基づく会議録作成のために録音をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

次に資料の確認をさせていただきます。

事項書、委員名簿、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例、それから資料1といたしまして、放課後児童クラブの関連資料、資料2といたしまして、放課後子ども教室の活動状況、資料3といたしまして、新・放課後子ども総合プランの概要、これにつきましては事前に少し厚い資料等々送らせていただいておりますかと思いますが、資料3は概要版でございます。資料4といたしまして、第2期子ども・子育て支援事業計画の抜粋、それから資料5といたしまして、児童クラブとの一体化や連携についての聞き取り結果、以上でございますが、皆様、資料のほうお揃いでしょうか。

それでは、事項書の2番、協議事項に移らせていただきます。

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例第6条に委員会の会議は委員長が招集し、議長となるところでございますので、ここからの進行につきましては、上出委員長にお願いしたいと思っております。上出委員長、どうぞよろしくお願いたします。

(委員長)

議事進行が円滑に行われますよう、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。

まず1番目の伊賀市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状について、事務局からご説明をお願いします。

(こども未来課係長)

放課後児童クラブと放課後子ども教室に分けて説明をさせていただくのですが、まず放課後児童クラブは私ども福祉部局で所管しておりまして、資料1で説明させていただきます。

この資料1につきましては、令和4年度放課後児童クラブ利用案内ということで、昨年の11月に市民の皆様に配布をさせていただいて、令和4年度からの利用を促したものになっております。

これを用いて説明させていただきますが、放課後児童クラブの概要を説明するために、1枚めくっていただいた放課後児童クラブ一覧表を見ていただきながら、ご説明させていただければと思っております。

現在、この放課後児童クラブ、ここには公設民営の19か所、そして、ここには載っていないのですが、民設民営の1か所、全部で20か所の運営をさせていただいております。小学校区を書いていただいているのを見ていただければと思うのですが、それぞれ小学校区に1か所設置しているというふうに言いたいところではありますが、現在設置できていないところも一つだけあります。今回この放課後子どもプラン施策検討委員会のほうで皆様に知っていただきたいところといたしましては、小学校の空き教室などを利用して活動しているクラブだとか、子どもたちの利便性を考えて敷地内に設置しているクラブについて、仕分けさせていただきたいと思っております。まず、空き教室を活用させていただいているのは、一覧表真ん中の少し下の中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」になっております。それから、柘植放課後児童クラブ、そして、西柘植放課後児童クラブ、そして阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」、以上が空き教室を利用して実施させていただいております。そして、敷地内で活動しておりますのが、一番上のフレンズ上野、そして少し下の放課後児童クラブ風の丘、成和東放課後児童クラブ、そして大山田放課後児童クラブのあっとほうむとなっております。敷地内でございますので、学校の敷地内に別の建物を建てさせていただいての運営になっております。それ以外のところは学校の敷地外で別の建物を構えて運営させていただいております。この放課後児童クラブは、ご夫婦が共働きで、保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に専任の指導員が家族に代わって遊びや生活の場を提供させていただくものとなっております。

資料1の1ページにお戻りください。伊賀市としては公設民営でさせていただいておりますので、市役所の方で利用案内などを決めさせていただいております。対象児童につきましても上げさせていただいている3つの条件を満たす方を対象とさせていただいております。一つ目は昼間居宅外で労働していることを常態とされている方、二つ目としては、居宅内であったとしても、日常の家事以外の労働をしていることを常態とされている方、三つめは、疾病等の状態にあつて又は同居の家族などを常時介護されている方となっております。

実施期間及び時間については、見ていただいたとおり、1年間を通してご利用いただけるように活動させていただいております。平日の放課後、下校時間から18時までとさせていただいております。学校と連携を取らせていただきまして、下校時間などをそれぞれ確認しあつて、子どもたちが安全に放課後を過ごせるよ

うにとのことで、させていただいております。

3 ページ目、料金のことについて簡単にご説明させていただきます。伊賀市内民間の放課後児童クラブにつきましても、令和 4 年度からは料金体系を合わせていただけるということを確認しておりますので、伊賀市内で放課後児童クラブを使っていた方々は、一番メジャーな年間利用をしていただくと 1 か月 8,000 円でご利用いただけます。長期休暇など加算で使っていた方には加算料金も発生してくるのですけれども、基本的にはひと月 8,000 円お支払いいただいて、ご利用いただいております。細かいところは見ていただいたとおりで、いろいろな設定をさせていただいております。

冒頭に申し上げました 11 月に募集をかけていただきまして、本日までたくさんの方にお申込みいただいております。募集した頃には、保護者の皆さんと生活状況ということも特定していなかったということもあるのですけれども、今日現在では申込みしていただいた方がほぼご利用していただけるよう調整をさせていただいております。一部ご事情など細かいことでご利用がない方もいらっしゃるのですけれども、第 1 希望で出していただいたところにほぼ入っていただけるような状態かなと思っております。

このコロナ禍の中でいろいろなご無理を申し上げたりしているのですが、大きな混乱などはなく、現在ご利用していただいている状況と思っております。

(委員長)

何かご質問、ご意見あればお願いします。

(委員)

先ほど児童クラブの一覧表の中で、一か所民営のところがあると言われていたが、それはどこのことか。

(こども未来課係長)

伊賀放課後児童クラブというところですよ。場所は四十九町にあって、特に上野東小、上野西小のお子さんをお預かりしています。小学校へは放課後の時間になるとお迎えに行っています。定員は 40 人です。

(委員)

上野東小なら、フレンズもあるが、そこがいっぱいだからこちらを利用するということか。

(こども未来課係長)

申込みいただいたときに、上野東小、上野西小の児童は定員からあふれることがあって、特に高学年の児童が民間を利用することが主になっていると思います。また、民間のサービスを気に入っていただいて最初から民間を使うという方もいらっしゃいます。

(委員)

金額は同じか。

(こども未来課係長)

令和 3 年度までは違って、料金として負担は大きかったのだが、それではどの  
ことで同じに合わせることになりました。細かいところで違うところはあるの  
ですが、ほとんどが同じです。

(委員)

3 時から 6 時までということだが、6 時以降の要望が出てきたら、どうなのか。

(こども未来課係長)

かなり無理をしてお迎えにきていただいているのは現状としても何となく把握  
はしているのですけれども、7 時まで延長を申込みいただけるクラブもあったり  
しているので、それを利用する方も一部にはいらっしゃるが、そんなに多くはい  
らっしゃらないと思います。必ず 6 時に迎えに来ていただくようお願いはして  
いるが、事前にご連絡をいただいて、クラブの先生に少しご迷惑をおかけしてい  
るようなことも聞いてはいますが、ほとんど混乱なく 6 時で運営できていると  
思っています。

(委員)

空き教室、敷地内、敷地外とあるが、敷地外とはどういうところか。

(こども未来課係長)

たとえば、具体的に申し上げたほうがイメージしてもらいやすいと思いますが、一覧表の中で二つ目のフレンズ上野につきましては、東小学校の隣に緑ヶ丘中学校があるのですが、その緑ヶ丘中学校の敷地内にありますとか、放課後児童クラブふたばにつきましては、ちょっと離れてはいるのですけれども、放課後児童クラブ専用の建物を建てさせていただいて、ふたば公園の隣に造らせていただいて、公園を使っていたきながらご利用していただくというところであったりとか、別のところに建物を新たに建ててというのがけっこう多くて、ウイングとか第2風の丘とかが、それにあたるのですけれども、もしくは公共施設の空きスペースを活用していただいているというところもあつたりします。

(委員)

大方公共施設でないところでということですね。

(こども未来課係長)

ほとんどがそうですね。

(事務局)

私から放課後子ども教室の説明をさせていただきます。資料2をご覧くださいませでしょうか。

放課後児童クラブについては小学校区にひとつを目指してということなのですが、放課後子ども教室につきましては現在四つの教室が立ち上がっております。柘植、西柘植につきましては、それぞれの小学校区の子どもを対象としておりますけれども、古山については、成和東小学校へ通学する古山、猪田の児童のうち古山地区の子どもを対象に教室を開くということになっております。玉滝につきましては、阿山小学校区の玉滝地区の子どもを対象に教室を開くということになっております。

少し詳しく上から順にご説明させていただきますと、柘植放課後子ども教室につきましては、学校の敷地内ではなくて、学校から大人で徒歩10分ぐらいのところの小林区にふれあいサロンの建物があつて、そこで活動してくれています。毎週水曜日、週に1回下校してから午後6時まで、長期休業日、夏休み、冬休み

は異なりますけれども、下校してから週 1 回活動していただいています。登録の児童は 11 人です。

それから、西柘植放課後子ども教室につきましては、この活動場所は放課後児童クラブと同じ西柘植小学校の空き教室、3 階の放課後児童クラブの隣の教室を使って放課後子ども教室を実施していただいています。

三つ目の古山は、先ほど言いました古山地区の子どもたちが対象なのですがけれども、成和東小学校からスクールバスで古山地区市民センター近くで特別に降ろしていただいて、今は休園となっている古山保育園で令和 3 年 5 月からここを利用して教室をしていただいております。毎週水曜日と金曜日、スクールバスを下車してから夕方 6 時まで、長期休業日はもう少し長い時間になります。登録されている児童は、14 人です。

玉滝については、今年度から開設しております。ちょうど令和 3 年度から玉滝小学校を閉校いたしまして阿山小学校に統合したことに伴い、玉滝地区の皆さんとしては子どもたちのために夕方の教室を開いていこうということで、地域の方が立ち上げたということになります。スクールバスで玉滝地区市民センターへ帰ってきてから、玉滝地区市民センターで活動していただいています。週に 1 回金曜日、スクールバスで帰ってきてから夕方 6 時までということになりました。登録児童は 33 名になっております。

以上、放課後子ども教室といたしましては、四つの地区、小学校区よりはさらに小さい地域エリアの中で活動していただいているというのが現状となっております。

(委員長)

放課後子ども教室の説明がありましたが、ご意見、ご質問はございますか。

(委員)

玉滝地区の子ども教室は、地域の方が立ち上げたのですか。どういった方なのですか。

(事務局)

全ての子ども教室も地域の方がボランティアで、地域の文化などを教えてい



ただいたといったことで進めてもらっています。ちょうどその玉瀧につきましては、児童クラブというよりも近くで見てほしいという、夕方までちょっと見てほしいなというような保護者からのニーズがありましたので、地域の方でボランティアを募っていただいて、そして一番近い地区市民センターの一室を借りて放課後子ども教室を開設されたということになります。

(委員) スタッフは何人ぐらいでやっておられるのか。

(事務局)

スタッフは4~5名と聞かせていただいております。

(委員)

こういった形でやるときに、研修等による資格みたいなものは全く要らないのか。支援員みたいなこともちょっと要るように思うが。

(事務局)

支援員研修は特にありません。児童クラブは少し支援員ということで専門的な知識をお持ちいただいておりますけれども、放課後子ども教室の場合はそういった専門的な研修であったりとか、資格であったりというのは特にありません。

(委員)

それは、どこでもそうですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

放課後子ども教室で、ボランティアだと今聞かせていただいたが、必要な経費が発生してくるとか、そんなこともあろうかと思うが、そのあたりは市から補助が出ているとかいうのはあってくれるのか。

(事務局)

立上げ時のパソコンであったりとか、日々使うおたよりとかの消耗品であったりとか、おやつであったりとか、そういったことは国と県からそれぞれ3分の1ずつ助成もありまして、あとの3分の1は市も助成させていただいて、出させていただいた活動の予算計画書をもとに必要経費については国・県・市の経費でもって運営をしていただいております。

(委員)

玉滝では地域のボランティアのような方がやってくれているとお聞きしたが、他の放課後子ども教室も地域の方がスタッフとして入るのがほとんどなのか。

(事務局)

次の事項の資料3にも書かせていただいているが、四角の枠の一番下左側、指導者と書いてある欄でございますが、放課後子ども教室については地域の協力者の皆さんです。放課後児童クラブについては、その指導員専任ということになっております。サポーター的な放課後子ども教室と専門の支援員がいる児童クラブと、そこがちょっと違うところがございます。

(委員)

そういった地域の方が私がするというと、それですっと入る状態か。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

それでは、審議事項の「新・放課後子ども総合プラン」並びに「第2期子ども・子育て支援事業計画」そして、「放課後子ども教室への聞き取り結果」について、一括してご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

協議事項2番の「新・放課後子ども総合プラン」についてでございますけれども、

委員さんには事前に厚みのある平成30年に国のほうが出しました「新・放課後子ども総合プランについて」という資料、それからその概要の1枚もの、それから令和2年3月31日に文部科学省、それから厚生労働省から、その平成30年に出た「新・放課後子ども総合プラン」を一層推進してくださいよという通知が出た、その資料をご覧いただいているかと思いますが、非常にボリュームがありますので、資料3に簡単にどういうふうに違うのか、どういうふうにこれから進めていくのか、というのをまとめさせていただいております。この「新・放課後子ども総合プラン」の主旨・目的ですけれども、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを確保するというを目的といたしまして、放課後子ども教室については、教育委員会が主導で、放課後児童クラブを主管している福祉部局と連携を図って、そしてすべての小学校区において、それぞれが実施しているのであれば、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的、あるいは連携して実施する、放課後子ども対策事業というのですけれども、そのことを別々にしているのではなくて、一体的にするか、事業を連携するようなことを進めてくださいというのが主旨、目的になります。もう一度、それぞれの違いを見ていただきますと、主旨といたしましては、放課後子ども教室は、地域の方々の参画を得て学習とかスポーツとか地域の文化・芸術活動について地域住民との交流活動の機会を子どもたちに提供する、そんな取組みをしていくのが目的。

放課後児童クラブについては、放課後に適切な遊びや生活の場をきちんと確保していこうというのが違いとなっています。開設日数も放課後子ども教室は平日であったり、土日もしていただいかまわらないのですけれども、年間250日未満での活動になります。それに対して、放課後児童クラブは原則として長期休暇も含んで年間250日以上は活動してください、それが違いです。

指導者についても、先ほど申し上げましたように、放課後子ども教室は地域の協力者、ボランティアで殆ど無償になっております。対して、放課後児童クラブは指導員専任で有償になっている、これが大きな違いになっています。そんな中で、一体的というのは、共働き家庭の児童も含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動・プログラムに参加できる、放課後子ども教室に放課後児童クラブの子どもがすべて参画できるような活動、これが一体的になります。

連携は、それぞれ、いろいろな活動をしているけれども、相互にどちらかの活動場所で実施できるように、そのプログラムを企画する段階から両事業の従事者、

指導者さんが企画を一緒にして、そして、事業を連携させていこうということになっております。ここが大きく一体型と連携型の違いになっています。

ちなみに、一番下の星印ですけれども、一体型や連携型をするときのメリットといたしましては、実際に立ち上げてからということではなくて、立ち上げるときに教室であれば備品購入費、放課後児童クラブを最初に立ち上げるときにも一体型、あるいは連携するというで立ち上げると、その施設へ整備費の補助の額が通常の2倍になる、備品購入とか、施設整備を最初に行うときに補助いただく金額が大きくなるというメリットになっています。そういったことで、伊賀市としては、この今申し上げた新・放課後子ども総合プラン、国が示す方針に則ってどうやっていけるのかということを検討していただくのがこの委員会になっております。もう少し確認をさせていただきますと、放課後子どもプランの施策推進検討委員会の条例というのをご覧ください。この委員会の設置目的は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する施策を検討していただくということなのですけれども、所掌事務第2条といたしまして、これまではそれぞれのところで事業の広報活動であったりとか、立上げについては、放課後子ども教室、それから放課後児童クラブを設置してほしいというニーズをきちんとそれぞれの担当課が把握いたしまして、支援員であったり、指導員を確保して開設をしてきた、ということ。それから、事業がきちんと安全に運営されているのかということ、今まで委員さんに情報提供させていただいて、検討いただいていたということなのですけれども、四つ目のこの放課後子ども教室と放課後児童クラブが果たして連携できるのか、というようなところについては、少し委員の皆様、その可能性であったり、ということを上程させていただいて、ご検討いただいていたということもありませんので、本日はそのことが可能かどうかということもご意見をいただきたいと考えております。

(委員長)

今ご説明いただきましたけれども、特に所掌事業について、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携についてなのですけれども、皆様のご意見等お聞きしたいです。

一体型、連携型、いろいろあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

(委員)

今、現状でどれくらい連携されているのか。

(事務局)

それにつきましては、事項の4で少し報告させていただきたいと思います。

(こども未来課係長)

もし差支えなければ、言っていた(3)(4)についても説明させていただいたほうがたぶん状況を把握できるかと思います。

(委員長)

説明をお願いしたいと思います。

(こども未来課係長)

では、私からは(3)「第2期子ども・子育て支援事業計画」について、資料4に基づいて説明をさせていただきます。

資料4は、「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」という冊子がございます。その冊子の中から抜粋させていただいた資料になっております。この冊子がどういうことかということだけ少し説明させていただきますと、この子ども・子育て支援事業計画の位置付けといたしまして、今回のこの新・放課後子ども総合プランに基づく市町村行動計画というふうなことを包含させていただいております。その市町村行動計画に基づくものが、この資料4で抜粋させていただいた部分というふうなことになってまいります。この計画自体を立てさせていただいたのが、少し前になってくるので、2020年、令和2年の2月に策定させていただいたときの数字の状況になっておりますので、少し古い数字にはなってしまうのですけれども、少し訂正させていただきながら、説明をさせていただきます。

放課後児童クラブの話に先ずなってしまうのですけれども、103ページと書かせていただいた6の(1)の①ですが、市内21小学校区のうち17学区で20か所開設されており、というふうなところなのですけれども、令和5年度には、小学校の統廃合などもございまして、すべての小学校区で開設をされる見込みとな

っているというふうなことだけ、先ずはとても大事なことです、ご報告をさせていただきますと思います。設置か所も1か所設置する予定ですので、21か所に増えて、すべての小学校区で開設をされるというふうな見込みになっております。この市町村行動計画の一番主な方向性と言いますのが、この計画を立てるときにも審議会がございまして、委員の皆様にご審議いただいたところなのですけれども、この新・放課後子どもプランの国が示す方向性に基づいて、伊賀市のほうでも、一体型のプレクラの表記になっておりますけれども、放課後児童クラブと放課後子ども教室が何かしら影響していく必要があるようでというふうなことで、計画としては立てられております。103ページの②のところに書かれてあるとおりなのですけれども、まずこの計画上は、一体型を目指してくださいねというふうなことで、書かせていただいております。連携型ではなく、あえて一体型というふうなことで、目標高くさせていただいてはいるのですけれども、ここについては、この子ども・子育て支援事業計画の委員の皆様のご意見もそうなのですけれども、当然この放課後子どもプラン施策検討委員会の皆様のご意見を反映させていただきたいと思っておりますので、必ずしも一体型を目指さなければならないというわけではないのですが、方向性としてはまず一体型を目指していきましようねということのご意見をいただいております。計画書に落とし込みをさせていただいております。これを作らせていただいたときは当時3か所だったので、3か所というふうなことで書かせていただいております。

めくっていただきまして104ページ。こちらでは実施計画として目標値などを掲げさせていただいております。表はありますけれども、2023年度までには3か所を4か所に増やしていきたい、ここについては目標を既に達成できているところがございます。④番のところ、一体型でと言いながらも、「または連携による実施に関する具体的な方策」というふうなことで、こちらで連携のことについて少し言及をさせていただいているところです。先ほどから社会教育推進監のほうで説明をさせていただいておりますけれども、福祉部と教育部局での連携をさせていただきながら、常に情報共有を図って、子どもたちにとってどのような放課後のあり方がいいのかというふうなことを検討していきましようねというふうなことを書かせてもらっております。⑤番については、できれば空き教室を使いましようねというふうなことで国が言っておりますので、空き

教室を使っていけないものかどうか、というふうなことも検討していきましようというふうなことを書いてあります。学校にもいろいろ事情がございまして、空き教室が必ずしも出てくるというわけでもないですし、常態的にお借りをするということが必ずしも可能というわけではないですので、その状況などは教育委員会部局と私どもで連携させていただきながら、可能であれば、そこは当然空き教室を使った方が子どもたちにとっても安全ですし、普段からの学校で過ごせるというふうなことも普通かとも思うのですけれども、ここについては常に検討していかなければいけない課題かなというふうには思っております。同じようなことがずっと連携していきましようねというふうなことにはなっているのですけれども、⑥番のほうで、では実際に一体型もしくは連携型を進めていくというふうなことが、この検討委員会のほうでGOが出るというふうなことであれば、運営委員会などを開催していきながら、その運営委員会のあり方などはまだ未確定にはなっているのですけれども、では実際にどうやって一体型、連携型を進めていけるのかというような、事務的な委員会をもちながら進めていくようにというふうなことが書かれております。

105 ページのほうにいきまして、ここはちょっと児童クラブの関係のことは違ってくるのですが、特別な配慮を必要とする児童、発達などに課題を抱えるようなとか、障がいをお持ちのお子さんに対しても配慮をしましょうだとか、先ほどご質問いただきました⑧番の開所時間の延長に関する取組みであるだとか、⑨番のさらに向上させていくような活動あたりについては、日頃から児童クラブのほうも取組みをさせていただいておりまして、障がいなどをお持ちのお子さんには加算をさせていただいて支援員を追加で配置させて頂いたりとか、地域のニーズにおいて開所時間を延長できるような窓口があれば、そのように対応をさせていただくだとか、研修を開催させていただいて資質の向上につなげさせていただくだとか、いろいろな活動をさせていただいております。最後、⑩番のほうですけれども、当然その地域住民の方との連携というのも不可欠であるというふうなことで、地域住民との関わりについても書かせていただいております。

105 ページの(2)番で示させていただいているとおり、今後も放課後児童対策については推進が必要であるというふうなことで、もう再度になってくるのですけれども、教育部局と福祉部局の相互が責任をもって連携していかなければ、

この問題というのは解決していかないよというふうなことを最後に改めて書かせていただいて締めているというのが計画を生かす方向性になっております。

(3) については以上です。

(事務局)

続きまして、(4) でこども未来課のほうから説明させていただきました 104 ページの④です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の実施に関する具体的な方策ということなのですけれども、実際にこのことができるのかどうか、連携できるのかどうかということで、放課後子ども教室、四つの教室の皆さんに今までそういった説明をさせていただいていなかったことがありましたので、実際、教育委員会のほうへお越しいただいて、皆さん一堂に会して、それぞれの教室の活動状況の共有であったりとか、実際にそれぞれの教室の学区の児童クラブとの連携ができるのかどうかというような可能性を聴かせていただきました。それが資料の 5 になります。

結論からしますと、どの放課後子ども教室も放課後児童クラブの方と事業連携できるなというふうなことが、それぞれの教室の代表者の方のご意見でした。

資料 5 の一番上の左側、柘植放課後子ども教室さん、連携可能ですよということ。だけれども、実際には真ん中のほうに問題点、課題と書いてありますけれども、ここは田植えとか、稲刈りとか、そういった体験教室を中心としているので、土日に教室をしているから、クラブが休みの日になってくるから、事業の中身を考えないとダメですねということであったりとか、○の二つ目、学校の空き教室、放課後児童クラブとそれから放課後子ども教室が、場所が 10 分以上歩いていかないといけない、離れているから、それを、子どもたちの移動をどうしようというのが課題であったりとか、だけれども、問題点の下の四角の矢印のところ。事前にクラブの支援者さんと調整できれば連携は可能だよということで締めくくっていただいています。

二つ目、西柘植放課後子ども教室、左から二つ目の放課後子ども教室については、小学校の空き教室、3 階の隣同士の部屋でしているので、一体型もできる環境にありますよ。隣なので、プログラムによっては当然連携事業もしていくし、二つの部屋で、二つのサポーターさんが一緒にやればいいかなというふうに思っていますということです。それから古山放課後子ども教室。こちらについては、



子ども教室へ放課後児童クラブのたくさん子どもたちが来ていただいても、スペース的にむずかしいですよと、だけでも、事業連携はできますよということ。それから、場所が離れているので、こちらも移動をどうしようかというようなところが課題ですねというふうなことでした。玉滝放課後子ども教室についても、今も放課後児童クラブの子どもたちも実際には来ているので、当然事業連携はしていけるよというふうなところでした。細かくは表に書かせていただきましたけれども、課題の中身を支援員さんと、放課後児童クラブの支援員さんと話し合っていけばできますよというふうなことが結論になっております。以上です。

(委員長)

一体型等についてご説明をいただいて、連携をどうするべきかという方向に向かっているわけですがけれども、今、現状をお聴きさせていただいて、皆様のご意見等をお願いしたいと思います。

(委員)

一体型、詳しくはわかりませんが、教室は、離れている場合は別だが、学校の中でやるというのが基本ですよ。

(事務局)

そうです。

(委員)

離れている場合はよくわかるのだけど、児童クラブと一緒にやるということですか。

(事務局)

そうです。教室の開催は少ないけど、この教室の場所に来てもらうということですか。

(委員)

学校の中に一体ということではないですか。

(事務局)

学校の空き教室で、この子ども教室も児童クラブも同じ場所です。

(委員)

それが基本ですよ。それができないところはそういったことですけど。教室の空きがあるかどうか、スタッフが確保されるのか、それが先に解決されないと一緒にやれるかどうかまで話がいけない。すべての学校でそういうことをやる目標を掲げていく中で、そのへんを先に整理しないといけないと考えます。それからもうひとつ、文科省と厚労省の指針の違いは上で合致されているのか。違いがあるということはないのですか。

(こども未来課係長)

調整済の話で、文科省のほうで主導していただいているだけなので、そのくい違いは特にはないです。

(委員)

子ども教室のところへ児童クラブが行くという形は、増えてきそうなのですか。そういう一体型でいいのですかね。

(事務局)

一体型は、あくまでも学校の空き教室で二つの事業をやっていくという形になるわけですが、今は伊賀市の場合は、西柘植は学校の教室で児童クラブをしている、柘植は全然違う場所のふれあいサロンでしている。西柘植は隣同士でしているということなので、伊賀市としては全部を、教室を学校の空き教室へ移動させないと、一体型というのはむずかしいかなとは思いますが。西柘植は少し考えられるかなというふうなところはあるのですけれども、現状としては、空き教室もそんなにどこの小学校も余裕教室がないと聞かせて頂いていますので、一体型というのは、現状としては立ち上がっている教室自体が四つです。西柘植がまあ一体型ができるかなというところですが、そうなると、スタッフが不可能というような、児童クラブの子どもたちと一緒にで

きるかというところもあるのですが、少し教室さんも事業の連携で相互に行ったり来たり、離れているところは移動の問題もありますけれども、それぞれが一緒に話し合っ、子どもたちをどちらかに寄せて事業をやっていくということが可能かなということは仰っていました。

(委員)

104 ページの表ですけれども、実施計画の 2019 年度の現状 3 か所、2023 年度の目標 4 か所で、目標達成と言われているのですが、4 年間で 1 か所増やすというのが目標だったのでしょうか。

(事務局)

実際には少子化にもなっておりますし、元々総合プランのほうは、伊賀市以外のところは放課後児童クラブに入所希望の子どもたちがなかなか入れないという状況もあるので、そういったことで子ども教室なりで見ているところもあってくれるのですけれども、伊賀市のほうは、なかなか放課後子ども教室を立ち上げないと、子どもたちが放課後、児童クラブにも入れないし、というような状況ではないようですので、だからこの放課後子ども教室があっちでもこっちでも立ち上がってこないという現状があるようです。

(委員)

二十何か所とか三十か所とか、高い目標を掲げて頂いていましたけど、一体型のこうした高い目標を目指す中で、その目標に達するのかどうかということですね。

(委員)

実際に私は放課後児童クラブにいるのですけれども、子どもの人数が多いので、そこにクラブに来てくれている子どもにプラスまた他の利用していない子どもたちも一緒にということですよ。

(事務局)

どちらも行っている子どももいらっしゃるかもしれないけれども、児童クラブ

に通ってくれている子どもと、入ってくれてない子どもが一緒にひとつの事業をしていくということです。

(委員)

漠然となんか、人数がすごいなというところがあって、それも友生小学校区に関しては、風の丘と第2風の丘と二つの施設で、今、平日で二つ合わせて60弱ぐらいになるかなというところがあります。それで、そこにまた他の利用されていないお子さんがいらっしゃるとなったら、すごく教室もどうかとなるし、本当にキャパというか、そこらへんでむずかしいなというところはあるかなと実際あります。しかし、うまく曜日に分けるとか、そのような形でやっていくのであれば、分散してとか、そういう感じだったら、実際にクラブの活動、学校から帰ってきてクラブへ帰ってきてから行く、というような形になっていくのであれば、大丈夫かなと思いますが、全部が一緒にという感じでやっていったら、無理があるかなと思います。

それと、ここには書かれているのですけれども、スタッフの数も、もちろんそういう方向に行ったら、クラブのほうでも一緒に職員が連携させていただけるかなとは思いますが、なかなかスタッフも人員不足のところがあるので、そういうところがむずかしいなって思います。

(事務局)

風の丘さんであれば、二つあっていただいて、そこにもゆめが丘地域内、友生小学校区内に放課後子ども教室があったらということなので、イメージしていただきにくいのかなと思います。その場合、もし子ども教室を立ち上げるのであれば、その二つの事業に児童クラブの子どもが参画できることが、それがもしメリットであるなら、立上げのときに備品購入費が補助されますよというふうなところですね。そういったことになってくるので、本当に今、児童クラブさんがたくさんの方でやられている中で、また新たにというのは非常にご負担になってくる部分があるのかなとは思いますが。

(委員)

子どものことを考えたときに、もしクラブへ行っている子どもらが放課後児童

クラブの中でもいろいろな遊びや活動を仕組んでいただいて、そこで過ごしているわけですが、放課後子ども教室にボランティアに来てくださっている地域の方々の教育力というのは、活用、お力を発揮していただけたら、子ども教室へ来ている子はもちろんですが、放課後児童クラブの子どもたちにとっても文化的な活動に触れることができるとか、芸術的なこともできるとか、様々なメリットがあるだろうなと思って、聞かせていただいていた。ただまあ、本当にいろいろケアする課題があるだろうと思うのですが、吉川さんがおっしゃったように、最初からすべて一緒にというのはむしろかしいけれども、こう分けてやるとかですね、何かこう工夫したらできないことはないかなと、漠然とですが、聴かせていただきました。

(委員長)

課題としては、送迎とボランティアの高齢化ということになってくると思うのですが、将来的に核家族化が進んできて、共働きになるので、子どもの居場所づくりというのは本当に大切な問題であるので、ボランティアの養成というか、人材育成ということもあるし、地域に埋もれている地域に関する知識をもった人もいると思うので、発掘していただくということも大事じゃないかなと思いますけどね。学校も5日制になってから、こうして自宅にいる子どもも増えたと思うのですが、将来的にも放課後児童クラブ、放課後子ども教室の必要性というのは十分に認識して、預かってもらうだけというのでなしに、子の成長のためにもよい意味での刺激を与えてもらえると思う。

(委員)

先ほど目標のことを発言しましたが、前に送っていただいた資料の中に、近い将来においてこれだけの目標と掲げられていて、今の1か所ではとちょっと思ったのですが、この中に「2023年までにすべての事業（児童クラブ、子ども教室のことと思われる）を一体または連携して実施し」「10,000か所以上で実施」と書いてある。来年の話でここまで書いてあって、先ほどの4年間で1か所というのはどうかと思った。

一体化はどうかと先ほどから出ているが、教室の方々が実際にやっておられて、いろいろ問題はありますが、こうすればできるとおっしゃってくれているので

あれば、可能性としてはできるのではという感じはしました。ハードルはいろいろあると思うのですけれども、できないことはないのかなという印象はもちました。

(委員長)

急にどうこうというのでなしに、一体型に向かって段階的に具体的なところ、可能なところから進めていっていただいたらどうかという感じがします。

(委員長)

5番目のその他につきまして、事務局から何かございませんでしょうか。

(事務局)

先ほどの連携であったり、一体化は可能な限りとおっしゃっていただきました。事務局といたしましては、この資料5にある聞き取りをさせていただいて、事業連携について非常に前向きなご意見をいただきましたので、令和4年度につきましては、支援員さんからもご意見があったのですけれども、放課後児童クラブの支援員さんと一度そういった事業連携ができるのかというのを4年度に話し合いをしてみたいなというご意見もありましたので、この四つの放課後子ども教室の校区の児童クラブさんとそういった協議の場をもたせていただくということと、それから新しく放課後子ども教室が立ち上がってくるかもしれない地域もありますので、そういった子ども教室を開設しようという新規については、一体型の空き教室の問題もありますけれども、事業連携をできるのかどうかということ、最初からお考えをいただいて新設をしていただいて、やっていく場合は、その校区の放課後児童クラブさんとまず話し合いをしてから立ち上げるとか、というようなことを、その二つの方向性をもって4年度から進めたいなど考えておりますけれども、その方向性についても委員の皆さんから、取組みの方向性のご意見をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(委員長)

本当に言っていただいたように、スタッフ同士の話し合いというのは大事だと思う。外からどうこう言うよりも、実際に中でしてくれているスタッフの皆さん

方の気運が尊いですので、また書いてないような課題や問題もあると思いますので、そうして進めていっていただきたいなと思います。

(委員長)

それでは、これで全協議を終了させていただきました。スムーズな進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。  
これで締めさせていただきます。